

# 令和4年度 労働衛生関係施策のあらまし

## ◆ 労働者の健康確保対策、過労死等の防止対策

『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律』が施行され、労働安全衛生法(以下、「安衛法」と記載)においては、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないようにするため、産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の対象となる労働者の要件の拡大等が図られたところであり、改正後の安衛法の内容について、引き続き指導・周知を図ることとしています。

- 安衛法第66条の8の3に基づく労働時間の状況の把握について、管理監督者や裁量労働制の適用者を含めた全ての労働者が対象となることや労働者への通知が必要となったこと
- 同法第66条の8に基づく面接指導の対象要件について、時間外・休日労働時間が1月当たりの時間外・休日労働時間が100時間を超えた者から80時間を超えた者に拡大されたこと
- 同法第66条の8の2及び第66条の8の4に基づく面接指導について、労働者からの申し出が不要とされたこと
- 時間外・休日労働が月80時間を超えた労働者の情報を産業医に提供しなければならないこと
- その他改正安衛法の内容

等について重点的に引き続き関係者へ指導・周知を図ることとしております。

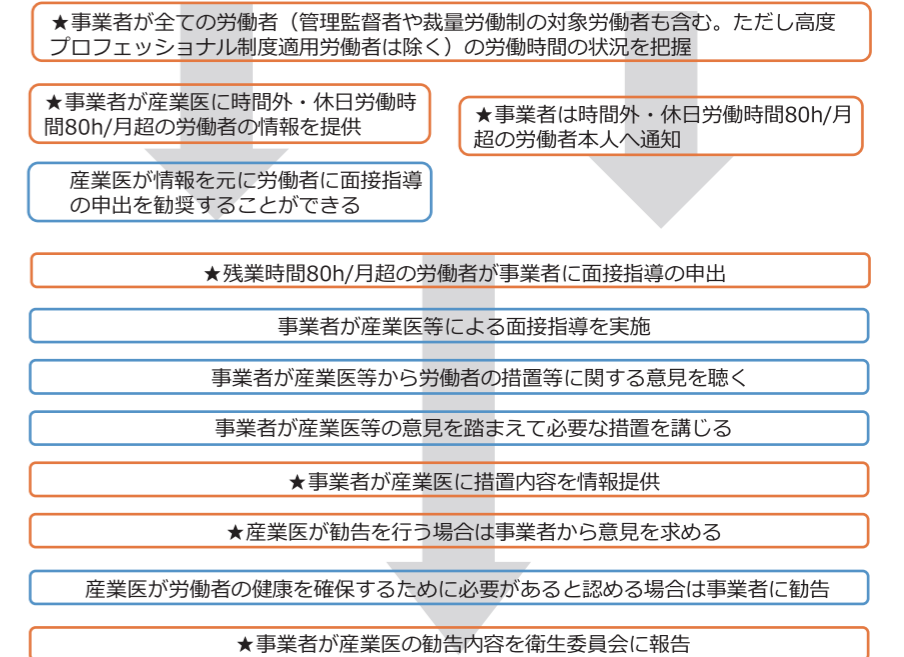
### 労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供等

- 労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供
- (1) 事業者は、産業医に対して産業保健業務を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととする。(産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場)
- 労働者の健康情報の適正な取扱いの確保
- (2) 事業者は、本人同意その他正当な事由がある場合を除き、労働者の健康確保に必要な範囲内で労働者の健康情報を取り扱わなければならないが、また、健康情報を適正に管理するための措置を講じなければならないこととする。(全ての事業場)
- ※ じん肺法も同様の改正

改正安衛法より一部抜粋

## 働き方改革を推進し、労働者の健康確保に取り組みましょう

### 長時間労働者の健康確保措置



★印は、働き方改革関連法等により新規追加・拡充された項目です

## 新型コロナウイルス感染症対策 5つのチェックポイント

- テレワーク・時差出勤等を推進しています。
- 体調がすぐれない人が**気兼ねなく休めるルール**を定め、実行できる雰囲気を作っています。
- 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、**密にならない工夫**を行っています。
- 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「**感染リスクが高まる『5つの場面』**」での対策・呼びかけを行っています。
- 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、**感染防止のための基本的な対策**を行っています。



## 事務所制等の改正について



※詳細は、大阪労働局YouTubeチャンネルをご確認ください。

https://youtu.be/yngurF6cL7w



## ◆ 石綿（アスベスト）による障害予防

- ★ 建築物の解体作業などにおいては石綿ばく露防止対策が必要です。建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます。石綿はその重大な有害性から、石綿や石綿を重量の0.1%を超えて含有する全ての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が平成18年9月から法令により禁止されています。また、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切なばく露防止対策の実施が必要です。

- 建築物等の解体作業**
  - ・ 建築物等の解体作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、隔離・立入禁止などを行うなど石綿障害予防規則に定められた労働者の健康障害防止対策を講じる必要があります。
  - ・ 事前調査の結果は、記録を作成して3年間保存するとともに、作業場所に備え付け、概要を労働者に見やすい箇所に掲示するほか、周辺住民向けにも一定事項を掲示する必要があります。掲示場所は、労働者や周辺住民の見やすい場所に掲示するようにしてください。

- 健康管理手帳**
  - ・ 石綿製品の製造または取扱いの業務やそれに伴う石綿の粉じんを発生する場所において業務に従事していた労働者は退職後、一定の胸部所見が認められる場合、または一定期間石綿業務への従事歴（石綿の製造などの場合は1年以上など）がある場合には、本人の申請に基づいて、石綿に係る健康管理手帳が交付され、指定された医療機関で石綿健康診断を6か月ごとに無料で受けることができます。
  - ・ 交付要件となる一定の胸部所見、従事歴などの詳細及び必要な書類などは大阪労働局のホームページで確認いただけ、申請書をダウンロードすることができます。

- 健康診断**
  - ・ 石綿の除去作業を行う労働者など石綿の取扱いや石綿の粉じんを発生する場所における業務に、常時従事する労働者には、雇い入れ時や配置替えの際及びその後定期（6か月以内ごと）に健康診断を行う必要があります。その事業場で過去に従事したことのある労働者で現在も雇用している者に対しても同様です。
  - ・ 《健康診断の結果、じん肺の所見があると診断された労働者については、管轄労働局にX線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面等の提出が義務付けられています。》

大阪労働局 健康管理手帳 Q検索

石綿障害予防規則等の改正については、大阪労働局YouTubeチャンネルに説明用動画を配信中ですので参考にしてください。



建築物などの解体やリフォームを行う皆様へ

## 石綿障害予防規則等が改正されました

建築物などの解体や改修を行う場合

- ・ **有資格者**による事前調査(R5.10～)
- ・ 一定規模以上の工事では、**事前調査結果の届出**(R4.4～)

石綿の除去等工事を行う場合

- ・ **レベル1・2建材**については建設工事計画届の提出(R3.4～)

工事終了後は

- ・ **有資格者**による確認(R3.4～)
- ・ 写真等による作業実施状況の**記録と3年間の保存**(R3.4～)

等が義務になります

詳細は



## ◆ 粉じん障害防止総合対策

- 第9次粉じん障害防止総合対策**
  - ・ 第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じん障害防止のための措置を徹底するとともに、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置を実施しましょう。
- ずい道等建設労働者健康情報管理システム**
  - ・ 過去のじん肺健康診断情報の保管のために、ずい道等建設労働者健康情報管理システムに登録しましょう。

## ◆ 熱中症予防

- ★ **事業主・作業員双方に熱中症予防の対策が求められます。**
  - ・ 例年、夏季においては職場における熱中症が多発していることから、今年も5月1日から9月30日までの間、関係団体等と連携して「**STOP! 熱中症クールワークキャンペーン**」を実施し、「職場における熱中症予防対策要綱」に基き熱中症予防対策を推進します。

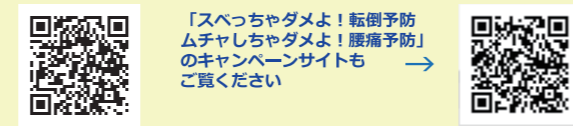
- 事業主の皆さまへ**
  - ・ 熱中症予防の基本的対策となるWBGT値（暑さ指数）について、日本産業規格（JISに適合したWBGT値指数計を使用する等により、随時把握し、熱中症予防に向けた取組みを強化しましょう。
  - ・ 一般健康診断において糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患に係る所見を有する労働者には、産業医、主治医等の意見を勘案し、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講じましょう。

- 作業員の皆さまへ**
  - ・ 誰でも発症する可能性があります。“自分は大丈夫”と過信しないことが大切です。
  - ・ 作業前には健康状況をチェックしましょう。
  - ・ 直射日光は避け、こまめに水分・塩分をとりましょう。
  - ・ 冷たいおしぼりなどで、体温を下げましょう。
  - ・ 休憩は風通しのよい涼しい場所でとりましょう。
  - ・ 睡眠を十分にとり体調管理に気をつけましょう。
  - ・ 少しでも体調不良を感じたときは、我慢せず早急に申し出て医療機関で診察を受けましょう。
  - ・ 7日以上かけて暑熱順化を図りましょう。

## ◆ 腰痛予防

- ★ 「**職場における腰痛予防対策指針**」に基づき腰痛を**予防**しましょう。
  - ・ 大阪府内で発生している休業4日以上の業務上疾病のうち、腰痛による災害が約4割を占めていることから、平成25年6月に示された「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、腰痛予防対策の推進を図ります。

- ・ 腰痛予防には、関節を動かすことや筋肉や靭帯のストレッチ、筋肉を鍛えることなどを目的として行う作業前体操、腰痛予防体操が効果的とされています。また、作業の全部や一部を自動化、機械化するなど作業員の負担を軽減する方法や、腰痛の健康診断を行い、事後措置を適切に行うなどの方法も効果があります。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」では、作業前体操や腰痛予防体操の方法などを示しており、「介護現場で働く方の腰痛予防」リーフレットではストレッチの方法を紹介しています。いずれも大阪労働局ホームページより確認できます。また、「職場の安全サイト」上の腰痛防止の視覚覚教材を活用し、腰痛予防に努めてください。



↑「職場の安全サイト」はコチラ

## ◆ 危険有害な作業における一人親方等に対する措置の義務化について (労働安全衛生法に基づく省令の改正について)

令和5年4月1日から危険有害な作業を行う事業者には、請負人（一人親方・下請業者）に対して局所排気装置の稼働等の配慮・保護具の使用の周知等の措置の実施が義務化されます。(詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください)

詳細は



## ◆ ストレスチェックを踏まえた職場のメンタルヘルス（職場環境改善）

### 職場で取り組むメンタルヘルス対策事項

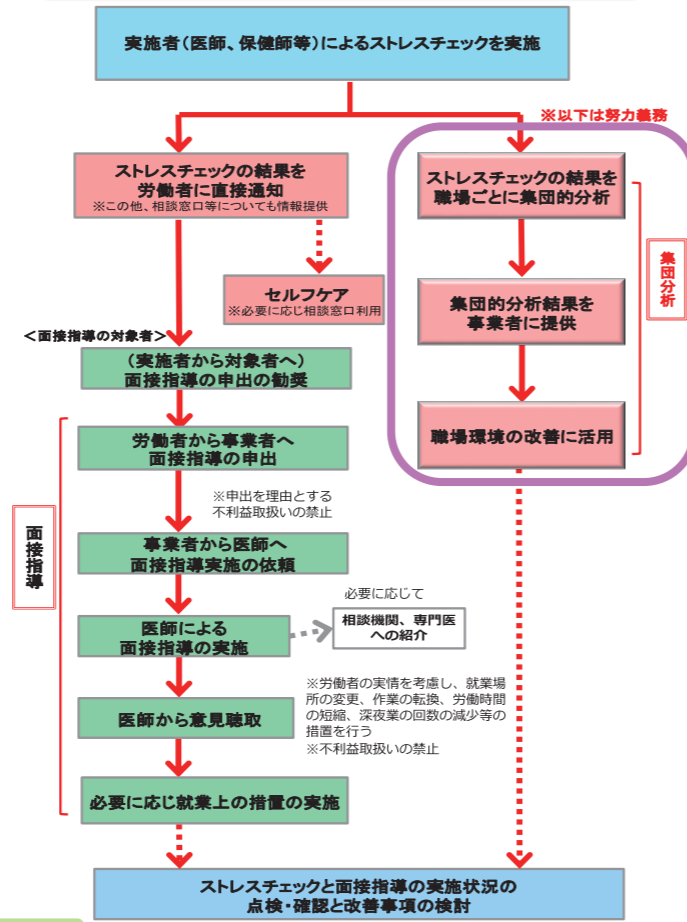
- 安全衛生委員会等における調査審議に当たっては、あらかじめ、事業場内でメンタルヘルス上の理由による休業者の有無、その人数、休業日数など、心の健康問題に係る事業場の現状を把握しましょう。
- 次の内容を盛り込んだ「心の健康づくり計画」を策定しましょう。
  - 事業者がメンタルヘルスクアを積極的に推進する旨の表明に関すること
  - 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること
  - 事業場内メンタルヘルスクア推進担当者の選任に関すること
  - 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスクアの実施に関すること
  - メンタルヘルスクアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること
  - 労働者の健康情報の保護に関すること
- 労働者、管理監督者（職場の上司など）などに、メンタルヘルスクアのための教育研修を実施しましょう。
- 職場のパワーハラスメント防止対策を踏まえた職場のメンタルヘルスを推進しましょう。

## ◆ 治療と仕事の両立支援

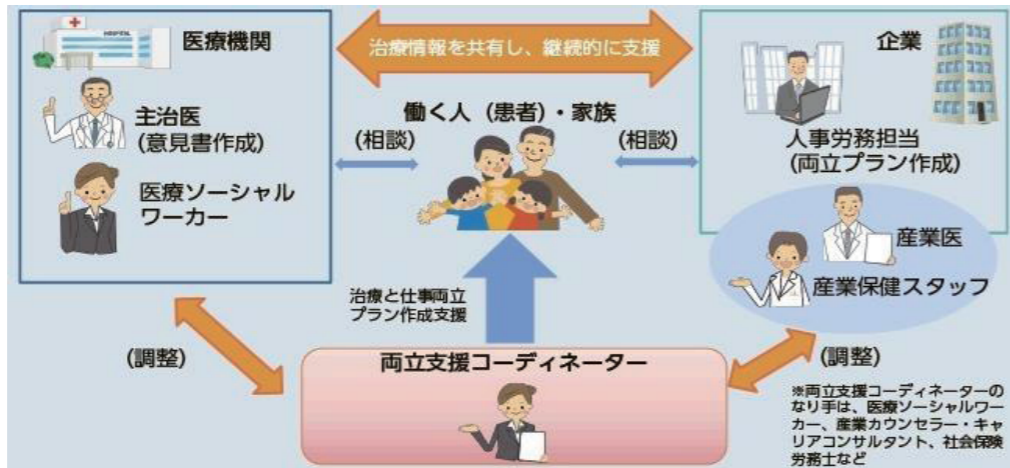
### 疾病を抱える労働者等の健康確保対策を推進します。

- 治療と仕事の両立支援の周知の強化及び治療と仕事が両立できる職場環境の整備を支援します。
- 「『治療と仕事の両立支援』の普及促進強化月間」を9月に設定し、大阪産業保健総合支援センター、労働基準監督署等が開催する説明会において周知を図ります。
- 地方自治体、関係団体等で構成する大阪府地域両立支援推進チームの活動等を通して、企業、医療機関等関係者の連携に取り組みます。
- 事業者への支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携した総合的な支援の仕組みづくりを進めるため、「両立支援コーディネーター」の活用を促進します。
- 健康診断結果を踏まえた就業上の措置等の実施を指導します。
- 経営トップによる健康管理の取組方針の表明等を通じた企業の積極的な取組を促進します。

### ストレスチェック実施後の「面接指導」・「集団分析による職場環境改善」実施の流れ



### トライアングル型支援イメージ図



## ◆ 産業保健活動総合支援事業

独立行政法人 労働者健康安全機構が運営しています。

- 大阪産業保健総合支援センター  
大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9階 TEL06-6944-1191
  - 事業者や産業保健スタッフなどを対象に、以下の事業等を行っております。
    - 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
    - 事業主・労働者へのセミナーの開催
    - メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- 地域産業保健センター  
労働基準監督署の管轄ごとに地域産業保健センターが設置されています。
  - 労働者数50人未満の事業場を対象に、以下の事業等を行っております。
    - 相談対応
      - メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
      - 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
      - 長時間労働者に対する面接指導
    - 個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）

## ◆ 安全衛生管理体制の整備

- ★ 労働者数50人以上の事業場は「衛生管理者」と「産業医」などの選任が必要です。自主的な安全衛生管理を進めるには、事業場の規模などに応じて、衛生管理者、産業医などを適切に選任して法定の職務を確実に実施することが必要です。労働衛生管理体制の要である衛生管理者と産業医を正しく選任するための施策を推進しています。
- 衛生管理者の選任  
資格 第一種衛生管理者免許試験、第二種衛生管理者免許試験に合格し、免許を受ける必要があります。薬剤師や保健師の資格がある方などは、無試験で免許を受けることができます。
  - 第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントは、すべての業種の事業場で衛生管理者として選任できます。
  - 第二種衛生管理者は、以下に掲げる業種以外の事業場で衛生管理者として選任できます。農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業
- 産業医の選任  
資格 日本医師会の認定産業医など、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師が産業医になれます。その他の資格要件はお問い合わせください。
- 労働安全衛生規則の改正により、平成29年4月1日から医療法人や社会福祉法人の理事長、病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長など、法人の代表者や事業場の長を産業医として選任してはならないこととなりました。

## ◆ 化学物質による健康障害防止

### ○ 特定化学物質障害予防規則などの法令の遵守

- 化学物質の取扱いにより、急性中毒やがんを発症することがあるため、特定の有害な物質については、健康障害防止のために特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則などが定められています。
- これらの規則においては、局所排気装置の設置、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、健康診断の実施など必要な措置が定められていますので、これらの措置を適切に講じて健康障害を防止しましょう。

局所排気装置の例

技能講習等一覧

作業環境測定機関一覧

健康診断実施機関名簿

### ○ 事業場における化学物質管理

- 化学物質による労働災害を防止・低減するためには、次のような化学物質管理の仕組みが必要です。

- 1 ラベル・SDSを入手・確認  
 モデルラベル  
モデルSDS
- 2 事業者によるリスクアセスメントの実施  
 リスクアセスメント  
支援ツール
- 3 リスクアセスメント結果を踏まえたリスク低減措置の実施

### 主なリスク低減措置と優先順位は次のとおりです。

- 1 危険性又は有害性のより低い物質への代替、化学反応のプロセス等の運転条件の変更、取り扱う化学物質等の形状の変更等又はこれらの併用によるリスクの低減
- 2 化学物質等に係る機械設備等の防爆構造化、安全装置の二重化等の工学的対策又は化学物質等に係る機械設備等の密閉化、局所排気装置の設置等の衛生工学的対策
- 3 作業手順の整備・改善、立入禁止措置、ばく露管理、教育訓練等の管理的対策
- 4 化学物質等の有害性に応じた有効な保護具の使用  
 防毒マスク 化学防護手袋 保護メガネ 防じんマスク

## ◆ 新たな化学物質規制

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」を踏まえた見直しの第1弾として、令和4年2月24日、化学物質のばく露による健康障害を防止するため、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則が、改正されました。

### ○ 労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

令和5年4月1日から、労働安全衛生法（以下、「安衛法」と記載）第31条の2の規定により、注文者が請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない設備の範囲について、「危険有害性を有する化学物質である安衛法第57条の2の通知対象物を製造し、又は取り扱う設備」に対象が拡大されます。

### ○ 職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大

令和5年4月1日から、安衛法第60条の職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種に、化学物質を取り扱う業種が追加され、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」及び全ての食品製造業が職長等に対する安全衛生教育の対象となります。

### ○ 名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加

令和6年4月1日から、ラベル表示、SDSの交付及びリスクアセスメントの実施等を行わなければならない化学物質等として、GHS分類の有害性の区分のうち、急性毒性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のいずれかで、最も有害性の高い区分1相当の有害性を有する234物質が追加されます。また、ラベル表示・SDS交付義務化の物質は順次追加されますが、義務化候補物質は、右の2次元コードにありますので、労働安全衛生規則第24条の15に基づく努力義務に基づき、優先的にSDSの作成に努めてください。

※物質数は概数	2021	2022	2023	2024	2025	2026
○国によるGHS分類 ○モデルラベル・SDS作成	50～ 100 物質	50～ 100 物質	50～ 100 物質	50～ 100 物質	50～ 100 物質	50～ 100 物質
○ラベル表示・SDS交付義務化 ※改正後施行までの期間は2年程度	234 物質	700 物質	850 物質	150～ 300 物質	50～ 100 物質	50～ 100 物質
	既存GHS分類済み物質					

### ○ 化学物質を原因とする労働者死傷病報告

「災害発生状況及び原因」の欄に、具体的な化学物質名や濃度、保護具の着用の有無の記載をお願いします。

### ○ 歯科医師による健康診断の実施

塩酸、硝酸等の歯等に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者に対する歯科医師による健康診断の実施結果報告の届出が義務づけられます。また報告様式も変更されます。

(令和4年10月1日から)

検討会報告書の概要  
(解説動画)



法令改正第1弾  
(解説動画)



義務化 候補物質



労働者死傷病報告  
記入例

